

会議顛末書

							記 録 者	戸 崎 祥 尚		
供 覧	市 長	副 市 長	部 長	副 部 長	課 長	課 長 補 佐	主 係	査 長	グ ル ー プ 員	
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> </div>									
件 名	令和2年度第4回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会									
年 月 日	令和3年2月3日（水）									
時 間	午後1時30分から午後3時00分まで									
場 所	龍ヶ崎市役所5階第1委員会室									
出 席 者	<p>【指定管理者選定委員会委員】 川村委員長（副市長）、坂野副委員長（流通経済大学 准教授）、 末成委員（税理士）、林委員（公募市民）、飯塚委員（公募市民）、 菊地委員（総務部長）、龍崎委員（市長公室長）</p> <p>【事務局】 企画課：木村課長、平野課長補佐、戸崎主査、石本会計年度任用職員</p>									
欠 席 者	0名									
説 明 者	<p>議題(1) 上原氏（龍ヶ崎市体育施設支配人・コナミスポーツ株） 杉本課長補佐（市スポーツ都市推進課）</p> <p>議題(2) 事務局</p> <p>議題(3) 上原氏、荒瀧氏、中島氏（以上「コナミスポーツ株」） 芹沢氏（常陽メンテナンス株） 足立課長、杉本課長補佐（以上「市スポーツ都市推進課」）</p> <p>議題(4) 松本課長（市文化・生涯学習課）</p>									
内 容	<p>1 開 会</p> <p>2 委員長挨拶</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 指定管理施設における不祥事件について</p> <p>(2) 北文間運動広場（旧北文間小学校）の指定管理について</p> <p>(3) 北文間運動広場（旧北文間小学校）の指定管理者候補の選定について</p> <p>(4) 中央図書館に関連する新たな公共施設の指定管理について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>									
会議録署名人	坂野副委員長、林委員									
傍 聴 人	0名									
情 報 公 開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由				（龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例第5条第3号該当） 法人等への不利益				
	部分公開									
非 公 開	公開が可能となる時期 （可能な範囲で記入）				年 月 日					

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第4回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会を開会いたします。</p> <p>なお、本日は委員7名全員出席となっております。</p> <p>また、当委員会は、「龍ヶ崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づき、議題(1)、議題(2)及び議題(4)が公開の対象となっておりますが、議題(3)につきましては、非公開となっておりますことを了承願います。</p> <p>なお、本日の傍聴人はおりませんので、併せてご報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、川村委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。川村委員長お願いいたします。</p>
川村委員長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日はお忙しい中、また、立春を迎えたとはいえ、まだまだ寒さが厳しい中、指定管理者選定委員会にご出席をいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本年度は、これまで3回の会議を開催しまして、指定管理者の年度評価について、長時間に亘りご審議をいただきましたこと改めて御礼申し上げます。</p> <p>本日ににつきましては、北文間運動広場など新たな公共施設の指定管理についてご審議をいただきたいと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、これよりの議事の進行につきましては、川村委員長お願いいたします。</p>
川村委員長	<p>議事に入る前に、本日の委員会の議事録署名人を決めたいと思っております。</p> <p>今回は、坂野副委員長と林委員をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。</p> <p>議事に入ります前に、事務局の方から説明がございます。よろしく願いします。</p>
事務局	<p>それではここで、本日の議題概要などについて説明させていただきます。</p> <p>まず、議題(1)につきましては、指定管理施設における不祥事件の報告となります。</p> <p>令和2年10月に、総合体育館で起きました不祥事件につきましては、令和2年12月2日付けで、事務局から委員の皆様に取り急ぎご報告をしているところでございます。本日は、改めまして、当該施設の所管課であります「スポーツ都市推進課」と指定管理者であります「たつのこまちづくりパートナーズ」から報告を受けるものでございます。</p> <p>なお、1点申し添えいたしますと、指定管理者選定委員会の役割といたしましては、指定管理者の選定と評価となっております。今回のような指定管理施設での不祥事件などについて、年度評価とは別のタイミングでの報告ということは通常は行っておりません。今回は、議題(2)と議題(3)に関わる指定管理者であることなども踏まえまして、委員長・副委員長と協議の上で、特例としてこうした機会を設けたところでございます。</p> <p>次に、議題(2)についてです。</p>

	<p>統合により廃校となりました旧北文間小学校につきまして、市は「スポーツ健康施設」として活用するために、施設の改修工事と活用見込みの無い校舎の一部を解体するなど、施設整備を進めてまいりました。現在、活用する体育館と屋外の運動場について、令和3年4月からの供用開始に向けて作業を進めているものでございます。こうしたことから、管理の方法と指定管理者の選定方法などについて、所管課から説明の上でご協議いただくものでございます。</p> <p>また、議題(3)につきましては、議題(2)の結果を踏まえて、選定についてご協議いただくものでございます。</p> <p>最後に、議題(4)についてでございます。</p> <p>現在、市では、中央図書館が有する課題の解決や新型コロナウイルス感染症対策などを主な目的に、新たに図書館分館を整備する計画がございます。</p> <p>開設する場所につきましては、北竜台地区、小柴の「サプラスクエア SAPLA」でございます。詳しくは所管課であります、文化・生涯学習課から説明がありますが、令和3年9月の供用開始に向けまして、管理の方法と指定管理者の選定方法についてご協議いただくものでございます。</p> <p>事務局説明は、以上でございます。</p>
川村委員長	<p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>1つ目の議題であります「指定管理施設における不祥事件」についてです。所管課であります「スポーツ都市推進課」と「たつのこまちづくりパートナーズ」から説明をお願いしたいと思います。</p>
スポーツ都市推進課	<p>それでは最初に、施設の所管課でありますスポーツ都市推進課より概要についてご説明いたします。</p> <p>この不祥事件の発生日は、令和2年10月9日で、内容につきましては、男性アルバイト従業員Aによる女性アルバイト従業員Bへの盗撮行為になります。</p> <p>被害者であります女性アルバイト従業員が、プール監視業務終了後にプールの多目的シャワー室を利用したところ、棚の上に小さな機器を発見しまして、不審に思い社員に報告したところ、調べて小型カメラであることがわかりました。</p> <p>また、当日、加害者であります男性アルバイト従業員からの自供がありまして、盗撮目的で設置したことが判明いたしました。後日、被害者であります女性アルバイト従業員が、竜ヶ崎警察署に被害届を提出しまして、10月22日に男性アルバイト従業員が逮捕されております。</p> <p>なお、代表企業でありますコナミスポーツにおきましても、10月14日付で男性アルバイト従業員を懲戒解雇としており、施設の総括責任者であります上原支配人におきましても、譴責の処分を受けております。</p> <p>当市としましては、今後このようなことが起きないように再発防止策の徹底を依頼したところでです。</p> <p>では、上原支配人よりご報告申し上げます。</p>
説明者 (コナミスポーツ株)	<p>この度は、私どもの元従業員が不祥事を起こしてしまいまして誠に申し訳ございません。今後このようなことの無いように管理をしてまいります。</p> <p>私も25年程勤めさせていただいた中で、初めての経験だったものですから、正直、初期対応であったり、被害者に対してのことであったり、警察に対する協力の部分であったりと、非常に戸惑いながら対応させていただいたのが本音でござ</p>

	<p>います。</p> <p>再発防止をしていくに当たって、まず1番最初にやらせていただきましたことが、盗撮の場所、現場になったのが多目的シャワールームでしたので、お客様も使える施設ではありますが、実際には、プールのスタッフが男女共用でシャワーを浴びるために使用している施設となっていましたので、「そこはもう使うな」という指示を即座にいたしました。</p> <p>2つ目としては、当たり前ですが、施設巡回を強化しております。</p> <p>次に、私個人的に「これはすぐにやらなきゃいけない」と思ったのが、3つ目なんですけれども、全従業員、その当時いた50人のアルバイトスタッフと私の面談を実施させていただきました。</p> <p>会社のルールはもちろんなんですけれども、今回に関しましては、いわゆる犯罪で、ルールを飛び越えているレベルのことですので、全員と面談を、長い子で30分程かけさせていただいて、ルールの確認とそれからその子達の不満であったり、若しくは要望であったりっていうのをすべて聞き取りしました。</p> <p>警察の方からの指導の下なんですけれども、「更衣室とかそういう男女共用で使っているようなスペースがあるならば、それは今回を機に、もう女子だけしか入れないような管理をすべきであり、入れたらいくらでも仕掛けることができる時代である」ということを警察の方からご指導いただきましたので、例えば、プールの女子更衣室というものについては、男女兼用で使えてた部分もあったんですが、もう女子専用で鍵をかけて、女子しか知らない、私も知らないナンバー管理になっております。</p> <p>それからもう1つ、女性専用の更衣室を設けまして、そこについても同様に入り口に鍵がかかっている、私も知らないダイヤルナンバーで管理しております。それをすることによって、まず、女子が着替える所には男性は入れない。「入れたら何が起きてもおかしくない」ということが警察の方からのご教示だったものですから、「もう入れないようにしよう」ということで、徹底して今日に至っております。</p> <p>この対応で、すべてが絶対大丈夫ということはまだ別の話かもしれませんが、私としましては、今回起きてしまったことを深く受け止めまして、自分にできること、まずは面談、「全員と話そう」ということ。そして、警察の方からご教示いただいた部分、「すぐやれるんだったらやろう」ということで、やれる範囲のことを今やらせていただいて今日に至っております。</p> <p>本日のこのご説明で、「今後二度と起こさない」という強い決意表明をさせていただきたいと思ひまして、本日参加させていただいております。皆さん本当に申し訳ございませんでした。</p>
川村委員長	この件につきまして、皆さんからご意見があればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。
飯塚委員	1つ確認したいんですけれども、再発防止の件で、男女区別ということで説明がありましたが、男女区別で良いのか。異性だけではなく、同姓による盗撮ということもあり得ると思う。男女区別だけではなく考える必要があるかなと思ひまして質問しました。以上です。

<p>説明者 (コナミススポーツ㈱)</p>	<p>ご指摘いただきましたことはおっしゃるとおりで、スポーツクラブの、例えば女子更衣室で女性の会員が盗撮をして、それをインターネット上で販売しているというお話は聞いたことがございますし、そういう時代であるという認識はもちろんしております。</p> <p>ただ、まずは、今まで男女兼任で使用しても良いという、少し緩かった部分が今回の事のきっかけにもなった部分があると思いますので、そこについては、女子だけ、男子だけという形でまずは分けました。これが第1段階です。これで絶対に起きないという話ではもちろん無いと思っています。</p> <p>次の対応としましては、もちろん女子が女子をチェックするっていう部分も必要だと思います。私もあれから3ヶ月その部屋に入っていないんですけど、もしかしたら、私の目で確認をすることも1つなのかもしれません。そこについては、今後も厳重に意識してまいります。</p>
<p>川村委員長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにございませんか。では菊地委員。</p>
<p>菊地委員</p>	<p>最初に、報道というか連絡が入って、その後、逮捕された時の新聞記事が、余罪を匂わせるような内容だったと思いますが、その後の状況が報告を私は受けていないのでわからないんですが、余罪等は無かったんでしょうか。</p>
<p>説明者 (コナミススポーツ㈱)</p>	<p>私は、今回の責任者として、警察からの事情聴取等に応じており、私どもも建造物侵入罪でその加害者を訴えている立場であるんですけども、そこについての情報というのは、警察から全部伺うことはできない。あくまで、この従業員Bに対する件で、現行犯で捕まって、本人も認めてっていうところの情報以外は教えていただけない。</p>
<p>菊地委員</p>	<p>分かりました。あともう1点、これは市の方の責任になってしまうのかもしれませんが、防止策の1つとして、通常考えられるのが防犯カメラだと思います。それが市の負担になるのか、指定管理者にお願いするのか、金額とか色んな条件があると思いますけれども。</p> <p>今回は、誰がやったということは記事に出ていないので、普通の方が盗撮をしたというような認識で市民の方はいらっしゃると思う。それが、従業員がやったということになれば、苦情なり、市民の考え方や見方も変わってくると思うので、そういうことを考えると、ある程度逆に抑止策のためにカメラを設置して、やれば見つかるというような体制も必要なんじゃないかと思う。</p>
<p>スポーツ都市推進課</p>	<p>今もたつのこアリーナのプールには、カメラを設置していますが、ほかに設置した方が良い場所があるかどうか、確認して検討していきたいと思います。</p>
<p>川村委員長</p>	<p>良いですか。ほかにございませんか。では、末成委員お願いします。</p>
<p>末成委員</p>	<p>ただ、あまり極端なことをやると、今度はプライバシー侵害という面もありますから、敢えてそこまで監視社会のような、監視カメラの設置はやらなくて良いと思う。案外、皆さん相互に気を付けておけば防止できる事だろうと私は思います。</p> <p>ほかには、採用の時に面談を、詳しく丁寧にやっていただければ、ほぼ防止できるんじゃないかなと思います。そういう方向でどうですかね。以上です。</p>
<p>川村委員長</p>	<p>そのほかよろしいですか。無いようでしたら、委員の皆さんからいただいた意見を踏まえて、今後とも適正な運営に取り組んでいただきたいと思います。そし</p>

	<p>て、今回の事件を契機として、さらに高いレベルで適正性を保つようお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>(次の議題への準備)</p> <p>続きまして、2つ目の議題です。北文間運動広場の指定管理についてでございます。施設の所管課であるスポーツ都市推進課から説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>スポーツ都市推進課</p>	<p>では、北文間運動広場の指定管理につきましてご説明いたします。</p> <p>冒頭でも説明があったかと思いますが、北文間運動広場は、旧北文間小学校の体育館と屋外の運動広場を改修したスポーツ施設で、今回トイレ・照明・スロープを改修し、4月からの供用開始に向けて作業を進めているところです。</p> <p>施設の管理運営につきましては、現在、高砂運動広場がありますが、そこと大変似たような施設であるため、高砂運動広場と北文間運動広場を合わせて、龍ヶ崎市運動広場とする条例改正をしております。開館時間、利用料金等も同等の施設としています。</p> <p>体育館の備品につきましても、ミニバスケットボール、6人制のバレーボール、バドミントン、フットサル、卓球ができる備品を用意し、運動場は、サッカーの練習やゲートボールができるようになっております。</p> <p>また、駐車場につきましても、隣接しております北文間コミュニティセンターの駐車場が不足することがありますので、その時には相互利用ができるように対応していく予定です。</p> <p>指定管理者の選定につきましては、今回は非公募として、高砂運動広場を含む当市のスポーツ施設である総合体育館外13施設の指定管理を行っている、たつのこまちづくりパートナーズに管理運営をしてもらうことにより、効率的な運営ができると考えておりますので、本委員会でご審議いただきたいと思います。</p> <p>たつのこまちづくりパートナーズですが、平成26年度から当市のスポーツ施設を管理しております。現在は、コナミスポーツ株式会社、常陽メンテナンス株式会社、東洋グリーン株式会社、特定非営利活動法人クラブ・ドラゴンズの4者による管理により、選定委員会による指定管理の評価におきましても大変高い評価をいただいていると認識しております。</p> <p>北文間運動広場につきましては、このたつのこまちづくりパートナーズの管理によりまして、今までのノウハウを生かして、市民が安心してスポーツを楽しめる施設にしていただきたいと思いますと考えております。以上です。</p>
<p>川村委員長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。特にありませんか。</p> <p>(各委員意見なし)</p> <p>わかりました。それでは、2つ論点がありますが、「指定管理をこの施設について採用すること」が1点、それから「非公募での選定で、たつのこまちづくりパートナーズから申請を受ける」というのが2点目の論点であります。</p>

	<p>まず、北文間運動広場の運営方法については、説明のとおり、指定管理で管理運営を行うことでよろしいでしょうか。併せまして、選定方法については、非公募でたつのこまちづくりパートナーズから指定管理者の申請を受けることでよろしいでしょうか。この2点、皆さんから何かご意見があれば伺いたいと思います。</p> <p>(各委員意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは異議がないということで、この方法で進めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、続きまして3つ目の議題になります。北文間運動広場の指定管理者選定についてです。</p> <p>本日は、指定管理申請者からのプレゼンテーションを受けまして、適格性を確認していきたいと思えます。この確認に当たりましては、施設の指定管理者申請要領で明記しているところがございますので、それについて、事務局より説明をいただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、指定管理者申請者からプレゼンテーションを行いました後に、委員会のヒアリングを実施いたします。その後、休憩を挟みまして選定に移ってまいります。</p> <p>本日の対象施設につきましては、非公募で指定管理者の候補を選定する施設となっておりますことから、各評価項目についての評価、点数付けは行いません。指定管理者として、適格性が有るか無いかを判断していただくようになります。</p> <p>プレゼンテーション及びヒアリングを実施した後に、委員の皆様におかれましては、適格性の評価についてご意見を表明して頂きます。意見の表明にあたりましては、個別の評価項目ごとの評価を述べる必要はございません。施設について、たつのこまちづくりパートナーズが指定管理者として適格性を有するかについてご意見を表明していただくとともに、もし、一部に改善を要する等のご意見がある場合は、併せて、表明をして頂きたいと思えます。</p> <p>なお、評価につきましては、指定管理者申請要領に記載がございます審査基準に基づき審査を実施いたします。</p> <p>お手元にごございますA4縦長の「審査基準表」をご覧いただきたいと思えます。この審査基準表は、指定管理者申請要領に記載されております内容のとおりとなっておりますので、これに基づきご審議いただきたいと思えます。</p> <p>その他の留意事項につきましては、会議終了後には、配布いたしました「申請書」は返却をいただきます。皆様が記載しました評価メモ等につきましては回収いたしませんので、お持ち帰りいただきたいと思えます。</p> <p>併せまして、委員の皆様におかれましては、この審議の中での各委員の発言内容、特に、どの委員が何を言ったというような事につきまして、第三者に知らせる等の不適切な行為は行わないようお願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>

川村委員長	<p>ただいま事務局より、指定管理申請者の適格性の確認についての項目等について説明がありましたが、この項目で確認していくということによろしいでしょうか。</p> <p>それではプレゼンテーションに先立ちまして、スポーツ都市推進課より、申請資格の確認結果について報告をお願いします。</p>
スポーツ都市推進課	<p>スポーツ都市推進課の足立でございます。龍ヶ崎市北文間運動広場、指定管理申請者に係る申請資格の確認結果についてご報告いたします。</p> <p>今回申請のありました、たつのこまちづくりパートナーズ構成企業であります、コナミスポーツ株式会社、常陽メンテナンス株式会社、東洋グリーン株式会社、特定非営利活動法人クラブ・ドラゴンズ、いずれの法人もお手元にお配りいたしました申請者に係る申請資格結果一覧表のとおり、申請要領第11-3に規定する失格事由に該当はなく、申請資格を満たしていることをご報告いたします。</p>
川村委員長	<p>ただいまスポーツ都市推進課より報告がございまして、申請者については申請資格を満たしているとのことでありましたことから、これから早速プレゼンテーションに移っていきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(プレゼンテーション準備)</p> <p>よろしいですか。プレゼンテーションの時間は10分になります。それでは、北文間運動広場についての説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>議題(3)のプレゼンテーション、ヒアリングについては「非公開」</p>	
川村委員長	<p>はい、ありがとうございました。皆さんから意見をいただきましたので、これより指定管理候補者の選定を行いたいと思います。</p> <p>この北文間運動広場につきましては、たつのこまちづくりパートナーズを、指定管理者としての適格性を有すると判断し、指定管理者の候補として選定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(各委員異議なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、先程委員からご指摘のありました新型コロナウイルスなどの安全性について十分にお伝えしながら、候補者として選定したいと思います。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">(文化・生涯学習課入室)</p> <p>続きまして、4つ目の議題に入ります。中央図書館に関連する新たな公共施設の指定管理についてです。</p> <p>この件につきましては、所管であります文化・生涯学習課から説明をお願いします。</p>
文化・生涯学習課	文化・生涯学習課です。よろしく申し上げます。

中央図書館に関連する新たな公共施設の指定管理について、資料をご覧いただきたいと思っております。これは、新たに設置予定の図書館の分館の管理についてでございます。

まず、近年の傾向としましては、図書館に居心地の良い空間を目指してカフェを併設したり、学習スペースやワークスペースを併設したりと今までに無い新たな機能が求められておりました、全国的にもこうした機能を持つ図書館が多く新設されているところでございます。

中央図書館の方にも、こうした要望が数多く寄せられていますが、施設面積に限られておりました対応が難しい状況でございます。こうした課題を解決して、市民の居場所となるような施設、それをサプラ内に図書館の分館として設置する予定でございます。

図書館機能の分散によって、新型コロナウイルスの感染抑止の効果が期待されるほか、複合商業施設内に立地するという点で、買い物ついでに気軽に立ち寄ってもらえるというメリットもありまして、新たな利用者層の獲得ということも期待されております。

1の「施設の概要」でございます。

仮称ですが、龍ヶ崎市図書館北竜台分館という名称でございます。

場所につきましては、小柴の「サプラスクエア SAPLA」2階ということで、案内図を付けており、こちらサプラの2階の平面図になりますが、黄色い点線で囲んだ所が、以前未来屋書店があったところの跡地でございます。ここに、図書館の分館と1階にある市民窓口ステーションが併設して入る予定でございます。

施設構成でございますが、図書コーナーという、一般書、児童書を置いた蔵書スペース、ブラウジングコーナー、図書の閲覧コーナーとなっております、親子連れでも利用できるようにキッズスペースも含めた閲覧コーナー、それと「テレワークも可能なコワーキングスペース」という形になっておりますが、これにつきましては、「テレワークにも対応可能なワークスペース兼学習スペース」という表記が適切かと思われまので、その辺は修正していただければと思っております。

2の「オープン時期」でございますが、今年の9月3日の金曜日を予定しております。

3の「業務の概要」でございます。①資料の収集、整理、閲覧、②本館の資料の貸出予約ということで、本館の窓口機能を担っていく予定でございます。③簡易なレファレンス、④資料展示等のイベントの主催でございます。⑤館報、案内等の発行などの広報でございます。⑥新規オープンの時から円滑に業務を進めるための事前準備。全部で6点となっております。

4の「指定期間及び指定管理者」ですが、指定管理者につきましては、中央図書館と連携することで市民サービスを高め、効率的な運営を目指すという事から、指定管理者の選定は非公募としまして、中央図書館において指定管理者として優れた運営を行っている、シダックス大新東ヒューマンサービス(株)を指定管理者の申請者としていたいと考えております。

「指定期間」については、基本協定締結日から指定管理期間の終期であります、令和7年の3月31日までということで考えております。

次のページをご覧いただきたいと思います。

5の「スケジュール」ですが、後程詳しく説明させていただきますが、この3月の定例議会に図書館の設置管理条例の改正案を予定しておりまして、議決後に、申請要領、仕様書を業者の方に配布いたしまして、その後、指定管理者選定委員会で候補者の選定をお願いしまして、5月に仮協定の締結、6月の議会に指定管理者についての議案を提出いたしまして、議決後の7月を目途に、基本協定書、年度協定書の締結をしたいと考えております。

6の「指定管理料」ですが、約4年間の費用として約6,900万円を見込んでおりまして、各年度の内訳としましては、お示ししたとおりでございますが、令和3年度の約1,500万円には、新規オープンの準備費用を含んでいるものでございます。

この後、業者に配布する申請要領、仕様書についてご確認いただきますが、申請要領、仕様書につきましては、分館の基本コンセプト、5点ありますが、それらを実現するための内容ということになっておりまして、コンセプトを具体的に申し上げます。

1点目として、居心地よく時間を過ごしてもらう居場所としての図書館、2点目といたしまして、中央図書館の予約本の受け取り、返却などを行う中央図書館の窓口機能ということでございます。3点目といたしまして、いつ行っても新刊本や話題書を閲覧できる図書館、4点目といたしまして、対応するタブレットで電子図書、新聞を閲覧できる図書館、5点目といたしまして、ショッピングセンターの立地を生かした図書館サービス、これら5点が分館の基本コンセプトとなっております。

続きまして、申請要領をご説明させていただきます。申請要領の1ページ、冒頭になります。

施設の指定管理者募集の趣旨を記載しておりますが、分館の設置目的、規模、機能などから、中央図書館と連携して一貫した運営を行うことで適切な運営が期待されることから、現在、指定管理者として中央図書館の管理運営を行っている、シダックス大新東ヒューマンサービス(株)1社に向けた申請手続きということにしております。

続きまして内容でございます。まず1「運営対象施設」でございます。

(1)の設置目的で、4行目になりますが、本や雑誌などの資料を利用することにより、館内で快適に過ごすことができる滞在型の施設を目指しますということで、施設の最も基本となるコンセプトを示しているところでございます。

「事業内容」については、(2)でございますが、中央図書館に準じる業務及びオープン準備業務ということになっております。

続きまして、2ページになります。2の「開館時間等」でございます。

開館時間に関しましては、この表でございますが、午前10時から午後8時までということで、サプラの営業時間に合わせた形となっております。また、休館日についても、サプラの店休日と、そのほか、年3日程度の館内整理日としております。

続きまして3の「指定期間」でございますが、これは先程も申し上げましたように、基本協定締結日から中央図書館の指定管理期間の終期に合わせて、令和7

年3月31日までということにしたいと思います。

4の「指定管理業務の内容」でございますが、これについては、3ページに掛けて記載がありますが、仕様書に記載しておりますのでそちらで詳しく説明させていただきます。

続きまして4ページでございます。5の「要求水準」でございます。

これにつきましては、表をご覧いただきたいんですが、年間来館者数を1万人以上、読書活動の推進に関する事業を5事業以上、市民満足度を利用者アンケートの数値が85%以上という指標を設けております。

年間来館者数については、設定が難しいところですが、サプラに比較的近距離にあるコミュニティーセンターの図書室、松葉、長山、馴染、川原代、久保台、馴染馬台の図書室の年間利用者数8,858人となっていることから、それプラス α ということで、1万人以上という数字を出しております。また、市民満足度の85%以上というのは、中央図書館と同じ数字となっております。

続きまして、その下の7番「リスク分担の考え方」でございます。

これにつきましては、昨年度行った中央図書館の募集の時と同じ内容となっております。

続いて6ページでございます。9番の「施設の管理運営に関する経費等」でございます。

1番下の指定管理料ですが、4年度分でトータルで6,984万9,000円が指定管理料の上限となります。

続いて、7ページの表の中で各年度の内訳が記載しておりますが、先程申し上げましたように、2021年度の経費に関しては開館準備の経費を含んでおりまして、その内訳が、6ページの9の(2)の②に、指定管理者の管理費、経費として認められる費用を示してございますが、資料購入費、資料装備費、事務用電話機購入費、消耗品費、利用案内などのパンフレット作成費、オープンイベントの費用となっております。

続きまして8ページでございます。申請手続きに関する事項で、「選定等のスケジュール」でございます。

表をご覧いただきたいと思いますが、3月の議会終了後に申請要領及び仕様書を指定管理者に配布いたしまして、提案等の受理後、4月下旬を目途としておりますが、指定管理者選定委員会の承認をいただいて、仮協定を締結いたします。その後、6月議会で議案の承認後に、7月上旬に基本協定及び年度協定を提携する予定でございます。

続きまして11ページでございます。

申請に関する事項で、提出書類として3つ記載しておりますが、申請提出書類については、現在、指定管理者として指定中の業者でございますので、申請団体の概要などの提出は省略いたしまして、申請書、事業計画書、収支計画書としております。

最後になりますが、10ページの13「審査基準」を示しておりますが、内容については、昨年度の中央図書館の指定管理審査の時と同じ基準となっております。

続けて、業務仕様書の説明をさせていただきます。

まず1ページになります。ローマ数字のIで「管理運営に対する基本的な考え

方」というところです。

1の「設置目的」の4行目からの記載でございますが、分館では、市民が気軽に立ち寄り、本や雑誌などの資料を利用するなどして、館内で快適に過ごすことができる滞在型の施設を目指しますということで、最も基本となる施設のコンセプトを示しているところです。

(2)の「管理運営の基本方針」の中で、複数のテナントに多様な集客があるショッピングモール内に位置する特性を生かし、本館と連携して魅力的な図書館としてくださいということで、ショッピングセンターという立地を生かした運営ということで、先程申し上げましたコンセプト、基本的なコンセプトの1つを示しているところでございます。

続きまして、ローマ数字のⅡ「図書館資料管理に関する業務の基準」から、分館としての特徴的な点についてご説明申し上げます。

1ページのローマ数字のⅡ(2)③でございますが、話題性や人気があるテーマの新刊書を収集し、鮮度の高い蔵書構成を心掛けてくださいという記載になっておりますが、設置する資料につきましては、様々なジャンルを網羅的に収集するのではなく、話題性のある資料や人気のある新刊資料を中心に配置いたします。

次に、(3)の「図書館資料収集の留意点」ということで、2ページに掛けて記載がありますが、この②になります。

新聞は、専用タブレットの館内貸出により閲覧に供してくださいという記載がございます。これは、実際に新聞の現物を置くのではなく、タブレットを利用して新聞等の閲覧のサービスを行うということにしております。

タブレットを複数台設置する予定ですが、それらを活用していただくということなんですが、分館については限られたスペースでございますので、居場所としての機能を充実させるため蔵書スペースを小さくしまして、蔵書数2,000冊程度と見込んでおります。少ない蔵書を補うため、タブレットの館内貸出による電子図書館や新聞の閲覧などにより、サービスの充実を図っていこうと考えております。

続きまして、3ページになります。ローマ数字のⅢ「利用サービス業務の基準」になります。

1の(1)の①と②に記載しておりますが、分館資料は館内貸出を行わないという方針でございます。閲覧サービスに特化したしまして、中央図書館分館としては、貸出、返却業務は、本館の資料の返却予約、図書の貸出のみを行うということでございます。

本館の状況を申し上げますと、新刊、話題図書については予約が多く、何ヶ月も予約で埋まって見ることができないというような状況も発生しておりまして、分館では閲覧のみとすることで、貸出中ということがなくなるため、来館時はいつでも閲覧することが可能になります。

続きまして、5ページになります。3の「その他利用者サービスの提供に関する業務」ということで、(2)で先程説明しましたタブレットの活用によりまして、電子図書館サービスを提供してくださいということです。

その下の3でございます。(3)にドリンクサービスの記載がございますが、分

館の学習コーナー、ブラウジングコーナーについて、蓋付きの飲み物の持ち込みを許可いたしましたので、1階にマクドナルドなどがありますので、そちらで飲み物を買っていただいて持ち込みされるのも結構ですし、ご自宅から飲み物を持って来ていただいても大丈夫だということにしております。そのほか、館内でもドリンクサービスを行う予定でございます。

続きまして、その下のローマ数字のⅣ「読書推進及び図書館利用促進業務の基準」ということでございますが、1の(2)「電子図書館サービス提供の留意点」ということで、電子図書館サービスの利用を促進するためのイベント等を実施してくださいという記載がございます。

これについては、今でも中央図書館の管理業務、指定管理業務の一部となっている訳ですが、今まで1万5,000冊程度あった電子図書を2倍の3万冊に増冊しまして、新型コロナウイルス感染拡大の時に、施設の利用制限やクローズした場合でも利用していただけるということで、有効であるということで図書を充実させておまして、徐々に利用者は増えてきていますが、より一層活用していただくために、利用促進のイベントを分館で行ってもらおうということでございます。複数台のタブレットを活用し施設の特性を生かして利用促進を図っていくという、これも中央図書館と民間の連携業務の1つという位置付けでございます。

続きまして、6ページでございます。「その他のイベント等開催の留意点」ということで(4)でございます。

こちらは、③筑波都市整備株式会社及び「サブラスクエア SAPLA」のテナントと連携してイベントを開催してくださいということで、基本コンセプトにありました、ショッピングセンターという立地を生かした運営をしてくださいという内容でございます。

最後に、少し飛びますが、12ページをお開きいただきたいと思っております。ローマ数字のⅧ「業務従事者等の配置に関する基準」ということで、1の(1)明確な責任体制の構築ということで記載がございます。

本館と分館で緊密に連携しながら運営を行っていただきたいということではありますが、本館と分館の責任体制を明確にしておくというのは必要だろうということで、両館の責任体制を明確にし、的確に業務を遂行してくださいということと、併せて、13ページの2の(1)窓口責任者の配置ということで、分館に窓口業務の責任者を配置してくださいということで記載しております。

また、(2)では、分館と本館の職員の配置は、原則として重複しないものとしますということで、分館には分館の専門スタッフを置くということを義務付けております。

以上、長くなりましたが説明でございます。

川村委員長

はい、どうもありがとうございました。

概要説明ということで詳しく説明していただきましたけども、基本的には「この図書館分館を指定管理で管理運営をしたい」ということと、それから、「中央図書館で指定管理者となっておりますシダックス大新東ヒューマンサービス㈱を申請者になりたい」という2点だと思います。皆さんから何でも結構ですが、ご質問等があれば、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

未成委員

1点確認したいんですが、もうおそらくサプラの方に事前に折衝、交渉という

	<p>のをある程度進められてると思いますが、指定管理料で通年ベースでいくと月額150万というふうに計算されておりますけども、150万のうち賃借料はどれ位になりますか。</p>
文化・生涯学習課	<p>指定管理料に賃借料は含まれておりません。</p>
未成委員	<p>含まないんですね。純粋な管理運営費用ということですね。ありがとうございました。</p>
川村委員長	<p>はい。坂野副委員長お願いします。</p>
坂野副委員長	<p>指定管理者について、シダックス大新東ヒューマンサービスさんの経営状態は確認されているのかなと思いますが、その親会社であるシダックスさんの経営状態が、現時点でどのような状況なのかというのは、お調べになっておられたりしますか。</p>
文化・生涯学習課	<p>経営状態に関しては、現時点の状況というのは、確認できておりません。</p>
川村委員長	<p>選定する段階では、経営状況は評価項目になるので、事前に調査をするようにしてください。</p> <p>ほかに何かありませんか。飯塚委員、聞きたいことは何かありますか。</p>
飯塚委員	<p>特にありません。</p>
川村委員長	<p>良い場所に立地されていて、市民窓口ステーションとも一緒に入るのので、現在はコロナ禍で厳しいかもしれないが、平常時には利用者は多く見込めると思う。そういう点で、市として予算も掛けている施設であるため、要求水準はもう少し上げて期待に答えていかなければならない。そこは再度検討してもらいたい。</p>
文化・生涯学習課	<p>わかりました。</p>
川村委員長	<p>ほかによろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(各委員意見なし)</p> <p>それでは、先程申しましたとおり、図書館北竜台分館については、「指定管理で管理運営を行っていく」という点と、「非公募で選定を行うということで、現時点ではシダックス大新東ヒューマンサービス(株)を指定管理者の申請者とする」ということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(各委員異議なし)</p> <p>そのように決定をさせていただきます。</p> <p>予定では、4月末に改めて指定管理者の選定委員会を開催して、プレゼンテーションを行いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>以上をもちまして本日の議事は終了でございます。</p> <p>令和2年度につきましては、会議の開催は本日で最後になります。委員の皆さんにおかれましては、管理運営状況の評価をはじめ、本日の選定まで長時間に亘りご審議をいただきましてありがとうございました。令和3年度につきましても引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。</p>

事務局	事務局から1点だけ事務連絡がございまして、委員の皆様の本日の報酬についてになります。2週間後を目安にご指定の口座にお振り込みということになります。特にご通知等はございませんので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
-----	---

令和2年度第4回龍ヶ崎市指定管理者選定委員会会議録について、上記のとおり相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

委 員 長

会議録署名人

会議録署名人
